

一般社団法人令和のわ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人令和のわと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、笑いと表現の力を通じて福祉、教育及び地域社会に関わる社会課題の解決に寄与し、世代や文化の違いを越えて対話が続く関係性を社会に広げることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 笑い及び表現の力を活用した福祉・地域啓発事業
- 2 講演会、研修会、ワークショップ及びイベント等の企画、運営及び受託事業
- 3 子ども及び親子向け金融教育及びライフスキル教育事業
- 4 福祉、教育、医療、終活、ファイナンシャルプランニング等の専門家及び関係機関との連携事業
- 5 高齢者の社会参加及び地域交流を促進する事業
- 6 文化芸術及び社会教育に関する事業
- 7 行政、学校、地域団体、企業等との協働事業
- 8 社会課題に関する調査研究及び情報発信事業
- 9 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第2章 社員

(社員)

第5条 当法人の社員は2名以上とする。

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し入社しようとする者は、書面又は電磁的方法により申し込み、社員総会の承認を受けるものとする。

(退社)

第7条 社員は、書面又は電磁的方法により退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条

社員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

- 1 本定款又は法令に違反したとき
- 2 当法人の名誉を著しく傷つけたとき
- 3 その他除名すべき正当な事由があるとき

第3章 社員総会

（構成）

第9条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

（権限）

第10条 社員総会は次の事項を決議する。

- 1 社員の除名
- 2 理事の選任及び解任
- 3 定款の変更
- 4 解散及び残余財産の処分
- 5 その他法令又は本定款で定める事項

第4章 役員

（役員）

第11条 当法人に理事1名以上を置く。

2 当法人は理事会を置かない。

（代表理事）

第12条 理事のうち1名を代表理事とする。

（任期）

第13条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終の社員総会終結までとする。

第5章 資産及び会計

（事業年度）

第14条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の不分配）

第15条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第6章 特別利益の禁止

第16条 当法人は、社員その他の者に対し、特別の利益を与えることができない。

第7章 公告

(公告方法)

第17条 当法人の公告は官報に掲載して行う。

第8章 解散

(残余財産)

第18条 当法人が清算をする場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に贈与する。

第9章 附則

第19条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

第20条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

住所 大阪府大阪市港区夕風1丁目8番10号 カームカトウ702号
設立時社員 川人祐哉

住所 大阪府豊中市宝山町5番6の2号
設立時社員 石田陽介

第21条 設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 川人祐哉

以上、一般社団法人令和のわ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和8年4月6日

設立時社員 川人祐哉

設立時社員 石田陽介